

## 国際サステナビリティ保証基準（ISSA） 5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」の公開草案のための回答テンプレート

### 回答者のためのガイド

コメントは、2023年12月1日までにご提出ください。なお、本基準案の最終化までのスケジュールが早まっているため、期間延長の要請には応じられません。

本テンプレートは、国際サステナビリティ保証基準™（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」の公開草案（ED-5000）について、ED-5000の説明文書に記載された質問に対するコメントの回答を記入するためのものです。また、回答者の詳細、属性、その他のコメントを記載することもできます。本テンプレートを使用することで、IAASBは回答の自動照合を円滑に行うことができます。

回答者は、全ての質問に回答することも、選択した質問にのみ回答することもできます。

回答を検討するに当たって、以下の点についてご注意ください。

- 各質問について、各質問の下にあるドロップダウンメニューから一般的な回答を示してください。続いてその下に詳細なコメントを記入してください。
- コメントを提出する場合、
  - 質問には直接的な回答を記入してください。
  - 回答の根拠を記入してください。ED-5000の提案に同意しない場合、同意しない具体的な理由、及び当該要求事項又は適用指針に必要だと考える具体的な変更案を記入してください。回答者がED-5000の提案に同意する場合、その旨を認識することはIAASBにとって有用です。
  - 回答に関係するED-5000の具体的な項目を特定してください（例えば、ED-5000のセクション、見出し又は項目を参照するなど）。
  - 質問に回答する際には、テンプレートには表やテキストボックスを挿入しないでください。
- 回答テンプレートのみを使用してコメントを提出し、主な問題点を要約した添え状を含める必要なく、代わりに各質問への回答の中で主要な問題点を可能な限り特定して記入してください。

回答用テンプレートには、回答者の組織に関する詳細及び、回答者が選択した場合には、回答者が公式記録として残すことを希望する全般的な見解や特定の質問に記載されていない事項を入力できます。回答は全て公式記録として扱われ、最終的にIAASBのウェブサイト上に掲載される予定です。

入力済の回答用テンプレートは、[ED-5000のウェブサイト](#)の「意見を送信する」のリンクからアップロードできます。

## ED-5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」に関する IAASB の意見募集に対する回答

### パート A：回答者の詳細と属性情報

組織名（個人で提出する場合は氏名）	
提出責任者の氏名（上記と同じ場合は空欄可）	
回答に関する担当者の氏名（複数可）（上記と同じ場合は空欄可）	
連絡先（メールアドレス）	
回答者の状況を最もよく表す地理的属性（ED-5000 に対するフィードバックを提供する観点での地理的属性）。最も適切な選択肢を選択してください。	<a href="#">Click to select from dropdown menu</a> 「その他」を選択した場合に具体的に記入してください。
回答者が所属するステークホルダー・グループ（ED-5000 に対するフィードバックを提供する観点でのグループ）。最も適切な選択肢を選択してください。	<a href="#">Click to select from dropdown menu</a> 「その他」を選択した場合に具体的に記入してください。
希望する場合、回答者の組織（又は回答者個人）に関する情報を含めることができます。	

回答者が希望する場合には、回答に関する全般的な見解や追加の背景を記入することができます。この項目は任意です。IAASBは、回答者が全ての見解を質問に対する全てのコメントに記入することを推奨しています（また、パートBの最後の質問では、ED-5000に関連するその他の問題を提起することができます。）。

パート B 及びパート C の質問への回答に含まれていない情報がある場合：

## パート B : ED-5000 の説明文書に記載された質問に対する回答

各質問について、質問の下にあるドロップダウンリストの項目から一つを選択し、全般的な回答を記入してください。また、詳細なコメントがある場合は、以下に記載してください。

### 全般的な質問

1. ED-5000は、包括的な基準として、本説明文書の第14項の各項目に適用され、サステナビリティ保証業務の国際的なベースラインを提供することに同意しますか。同意しない場合、もし意見があれば、その意見に関連する第14項の具体的な項目を挙げてください（関連する各項目の見出しを使用してください。）。

(説明文書 セクション1-A及び第14項参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細コメント (もしあれば) :

### 公共の利益への対応

2. ED-5000の提案は、プロジェクト・プロポーザルにおける基準設定の質的特性及び基準設定の行動を鑑み、公共の利益に対応しているという点に同意しますか。同意しない場合、その理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-B及び付録参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

### 具体的な質問

#### ED-5000の適用可能性及びISAE 3410との関係性

3. ED-5000ではなくISAE 3410を適用すべき状況を含め、ED-5000の範囲及び適用可能性は明確ですか。明確でない場合、どのようにすれば範囲をより明確にできますか。

(説明文書 セクション1-C参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

関連する職業倫理に関する規定及び品質マネジメント基準

4. ED-5000は、保証業務の職業倫理に関する規定に関してIESBA倫理規程と「少なくとも同程度に厳しい」、及びファームの品質管理システムに対する当該ファームの責任に関してISQM 1と「少なくとも同程度に厳しい」という概念について十分に明確ですか。明確でない場合、より明確にするための追加的な適用指針として、何を提案しますか。

(説明文書 セクション1-D参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

サステナビリティ情報及びサステナビリティ事項の定義

5. ED-5000のサステナビリティ情報及びサステナビリティ事項の定義を支持しますか。支持しない場合、定義をより明確にするために、何を提案しますか。

(説明文書 セクション1-E 第27項から第32項参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

6. ED-5000におけるサステナビリティ事項、サステナビリティ情報及び開示情報の関係性は明確ですか。明確でない場合、より明確にするために、何を提案しますか。

(説明文書 セクション1-E 第35項から第36項参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

限定的保証と合理的保証の差別化

7. ED-5000は、保証業務の関連事項について、限定的保証と合理的保証の作業 (work effort) に適切に対処し差別化することで、限定的保証業務と合理的保証業務の双方を実施する上での適切な基礎を提供していますか。同意しない場合、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-F 第45項から第48項参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

業務範囲を含む、業務の状況に関する予備的知識

8. ED-5000は、報告を予定しているサステナビリティ情報及び提案されている保証業務の範囲に関する予備知識を入手する業務実施者の責任について十分に明確ですか。明確でない場合、どのようにすれば要求事項をより明確にできますか。

(説明文書 セクション1-F 第51項参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

9. ED-5000は、業務実施者が、事業体が報告すべきトピック及びトピックの側面を識別するための「マテリアリティ・プロセス」を考慮することについて適切に対処していますか。対処していない場合、どのようなアプローチを提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-F 第 52項から第55項参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

規準 (criteria) の適合性と利用可能性

10. ED-5000は、サステナビリティ情報を作成する上で事業体を使用した規準の適合性及び利用可能性に対する業務実施者の評価について適切に対処していますか。同意しない場合、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-F 第 56項から第58項参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

11. ED-5000は、業務実施者による重要性の考慮 (consideration) 又は決定 (determination) との相違点を含め、フレームワークに中立な形で「ダブル・マテリアリティ」の概念に適切に対処していますか。同意しない場合、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-F 第59項から第60項 及び第68項参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

### 重要性

12. 業務実施者が、定性的な開示情報については重要性を考慮し、定量的な開示情報については重要性（手続実施上の重要性を含む。）を決定するというED-5000のアプローチに同意しますか。同意しない場合、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-F 第 65項から第74項)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント（もしあれば）:

### 事業体の内部統制システムの理解

13. 限定的保証業務及び合理的保証業務における事業体の内部統制システムの理解について、ED-5000の差異のあるアプローチに同意しますか。同意しない場合、より明確に差別化するために、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-F 第 75項から第81項参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント（もしあれば）:

### 業務実施者の利用する専門家又は他の業務実施者の作業の利用

14. 業務実施者の所属ファーム以外のファームの作業が必要であると業務実施者が決定した場合において、ED-5000は、そのような外部のファーム及びその人員が業務チームの構成員に該当する状況、又は「他の業務実施者（another practitioner）」であり業務チームの構成員に該当しない状況を明確に示していますか。明確でない場合、より明確にするために、何を提案しますか。

(説明文書 セクション1-G 第 82項から第87項参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント（もしあれば）:

15. 業務実施者が利用する外部の専門家又は他の業務実施者の作業の利用に関するED-5000の要求事項は、明確であり、一貫性のある実施が可能ですか。明確でない場合、どのようにすれば要求事項をより明確にできますか。

(説明文書 セクション1-G 第 88項から第93項参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

#### 見積り及び将来予測情報

16. ED-5000の見積り及び将来予測情報に関する要求事項へのアプローチに同意しますか。同意しない場合、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-G 第 94項から第97項参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

#### 限定的保証業務のリスク手続

17. 限定的保証業務において、合理的保証業務で行われるような重要な虚偽表示のリスクを識別・評価するのではなく、重要な虚偽表示が生じる可能性のある開示を識別するのに十分なリスク手続を立案・実施することを業務実施者に要求する ED-5000のアプローチを支持しますか。支持しない場合、どのようなアプローチを提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-G 第 98項から第101項参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

#### グループ及び「連結」サステナビリティ情報

18. ED-5000が包括的な基準であることを認識した上で、ED-5000の原則主義に基づく要求事項が、グループのサステナビリティ情報に対する保証業務、又は事業体が「連結」サステナビリティ情報を表示するその他の状況の保証業務に適用できる点に同意しますか。同意しない場合、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-G 第102項から第107項参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

#### 不正

19. ED-5000は、不正であるか誤謬であるかにかかわらず、サステナビリティ情報が重要な虚偽表示の生じやすさに与える影響に重点を置くことで、不正 (グリーンウォッシュを含む) のトピックに適切に対処している点に同意しますか。同意しない場合、不正に更なる重点を置くために何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-G, 第108項から第110項参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

#### ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション

20. 経営者、ガバナンスに責任を有する者、その他の関係者とのコミュニケーションに関するED-5000のハイレベルな要求事項、及び伝達することが適切である可能性のある事項に関連する適用指針を支持しますか。同意しない場合、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-G 第111項から第112項参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント (もしあれば) :



報告に関する要求事項及び保証報告書

21. ED-5000の要求事項は、利用者の情報ニーズを満たす保証報告を促進するものですか。促進するものでない場合、保証報告書に含めることを要求すべきでない事項、又は保証報告書に含めるべき追加事項を具体的に示してください。

(説明資料 セクション1-G 第116項から第120及び第124項から第130項参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

22. サステナビリティ保証業務に関して「監査上の主要な検討事項 (KAM)」という概念には対処せず、IAASBが将来のISSAにおいてこの点を検討するというED-5000のアプローチに同意しますか。同意しない場合、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明資料 セクション1-G 第121項から第123項参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

23. 限定的保証業務における保証報告書の「結論の根拠」の区分に記載される、実施した作業の範囲と内容が合理的保証業務よりも著しく少ないという説明は、十分に強調されていますか。同意しない場合、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-G 第131項参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

その他の事項

24. ED-5000で対処すべき公共部門に関する考慮事項はありますか。

(説明文書 セクション1-I 第135項参照)

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

25. ED-5000に関して、他に指摘したい事項はありますか。

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント（もしあれば）:

### パート C: 一般的なコメントの要請

IAASB は以下に示す事項についての意見も募集しています。

26. 翻訳—多くの回答者が最終版のISSAを翻訳してそれぞれの環境で適用することを意図していることを認識し、IAASBは、回答者がED-5000をレビューする過程で気づいた潜在的な翻訳上の問題についての意見を歓迎します。

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント（もしあれば）:

27. 適用日 — セクション1-I 「その他の事項」の第138項で説明しているとおり、本基準の適切な適用日は、最終基準の承認から約18カ月後に開始する期間、又は当該承認から約18か月後の特定の時点について報告されるサステナビリティ情報に係る保証業務だとIAASBは考えています。早期適用も認められ、奨励されます。ISAの有効な適用を支援するための十分な期間が提供されている点について同意しますか。同意しない場合、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

全般的な回答: [Click to select from dropdown menu](#)

詳細なコメント（もしあれば）:

本公表物は、日本公認会計士協会によって英語から日本語に翻訳されている。全てのIFACの文書の正文は、IFACにより英語で公表されたものである。IFACは、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

本公表物の複製、保存、送信又は他の類似する使用については、[permissions@ifac.org](mailto:permissions@ifac.org)へ問合せの上、許可を得なくてはならない。